

毎月
第2土曜・日曜は
まるしえの日♪

浪江町仮設商店街

2月は

9日(土)

11時~14時

10日(日)

11時~14時

まち・なみ・まるしえ

machi nami marche

ステージ

9日(土)

- 音楽ライブ CiL ~シエル~
- 大道芸 エンジョイ Joy
- マルチパフォーマンス デビルエンジェルズ

10日(日)

- 落語・紙切り
はなし 噺の会じゅげむ 山椒家小粒
- 音楽ライブ
ぱぴちえすたん連合第3惑星
- 大道芸 keiko

イベント(両日)

記念品

浪江町イメージアップ
キャラクター「うけどん」

×

まち・なみ・まるしえ特製グッズ

今月は **小鉢**

バレンタイン特別企画

うけどんチョコ

まち・なみ・まるしえ or 青空マー
ケットで飲食や買物をしていた
だいたお客様にプレゼント!

※都合により、内容等を変更する場合があります。ご了承ください。

駐車場は役場敷地内駐車場をご利用ください。皆さまのお越しを心よりお待ちしております。

3月は9日(土) 10日(日)に開催!

☎ 産業振興課商工労働係 ☎ 0240(34)0247

なつたといえます。

従前は、遺産に不動産が含まれていた場合に遺留分が行使されると、不動産の所有権についても遺留分割合分が遺留分行使者に移り、共有となるのが原則となっていました。今回の改正では、遺産を金銭評価した価額に遺留分割合を掛けた分の金銭のみ請求できることとなり、不動産の所有権が移るということはなくなりました。遺言によって、特定の財産を特定の相続人にあげやすくなつたといえます。

遺留分については、No.17(平成30年5月号)からNo.20(平成30年8月号)にかけて説明しました。簡単に言えば、遺言などによっても侵害されない相続人の最低限の取り分のことです。今回は、遺留分制度の見直しの中でも、重要な2点について説明します。まず、1点目は、「遺留分の請求が金銭の請求のみに限られた」ことです。

遺留分制度の見直し

今回も引き続き、昨年7月の民法改正についてお話しします。

いつか役に立つ

法律
知識

No.26



弁護士 大橋 征平
総務課 主幹
(所属: 福島県弁護士会)

といえます。

2点目です。以前の遺留分の説明で、遺留分割合を掛ける基となる財産(基礎財産)は、亡くなる1年前までの贈与を含めるという説明をしました(No.20参照)。ここでは、説明を省略していたのですが、贈与が特別受益(No.7(平成29年7月号参照))に当たる場合は、この1年前という制限がなく、遺留分の基礎財産に含めることになっていました。つまり、居住用の不動産をあげた場合などは特別受益に当たり、いくら前のことであっても、遺留分の基礎財産になつていたということです。今回の改正では、10年前の贈与までという制限が加えられました。「特別受益に当たる場合でも、亡くなった時から10年以上前に贈与された財産は、遺留分の基礎財産に含めない」ことになつたのです。前回お話しした、居住用不動産の贈与を受けた配偶者が遺留分の請求を受ける可能性を狭める改正です。

総じて、遺留分が行使される側にとつて、お得な改正がされたといえます。